

東京都北区立浮間中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 本会は、東京都北区立浮間中学校PTAと称し、本会の事務所は東京都北区立浮間中学校（以下「本校」という）内に置く。

第2条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる者（以下合わせて「保護者」という）と本校に勤務する教職員（以下「教職員」という）が地域社会と協力して、家庭と地域社会における本校生徒の幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 民主的教育への理解を深めるための活動
- ② 家庭と学校との緊密な連携によって、生徒の生活を補導する活動
- ③ 生徒の生活環境を向上させる活動
- ④ 生徒の心身の健全な発達を図るための活動
- ⑤ 保護者と教職員の教養を高め、親睦を深めるための活動
- ⑥ その他本会の目的を達成するために必要な活動

第4条 本会は、次の方針にしたがって運営する。

- ① 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体や機関の支配干渉を受けない。
- ② 本会は、特定の政党、宗教に利用されない。
- ③ 本会は、いかなる営利的企業も支持しない。
- ④ 本会は、生徒の福祉及び教育のために活動する他の団体や機関と協力する。
- ⑤ 本会は、学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

第2章 会 員

第5条 本会の会員は、保護者及び教職員とする。

第6条 本会の会費は、次のとおりとする。

- ① 保護者1世帯 年額2500円
- ② 教職員1人 年額2500円

第3章 会 計

第7条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8条 本会の経費は、会費より支出する。

第4章 総 会

第9条 総会は、すべての会員をもって構成する。

第10条 総会は、次の事項について決議する。

- ① 役員及び会計監査委員の選任
- ② 活動計画及び予算案の承認
- ③ 活動報告及び決算報告の承認
- ④ 会則の変更

⑤ 細則の制定及び改廃に対する承認

- 第11条 総会は、定時総会として毎年5月と3月に各1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 第12条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、実行委員会が必要と認めたときまたは全会員の5分の1以上の要求があったときには、総会を招集しなければならない。
- 3 総会の日時、場所及び議題は、開催の1週間前までに通知する。ただし、会則を変更する場合は、開催の10日前までに通知しなければならない。
- 第13条 総会の議長は出席者の中から選任する。
- 第14条 総会における議決権は、保護者1世帯、教職員1名につき各1個とする。
- 第15条 総会は、総会員数の2分の1以上の出席がなければその議事を開き議決をすることができない。ただし、委任状の提出があった者は出席したものとみなす。
- 2 総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定に関わらず、会則を変更する場合は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 第16条 会員は、特別の事情がある場合において会長が認めたときは、書面または電磁的記録により総会における議決権の行使をすることができる。

第5章 役員

- 第17条 本会に、次の役員を置く。
- ① 会長 1名（保護者1名）
- ② 副会長 4名以内（保護者3名以内、副校長1名）
- ③ 書記 4名以内（保護者3名以内、教職員1名）
- ④ 会計 3名以内（保護者2名以内、教職員1名）
- 2 役員は、他の役員または会計監査委員を兼ねることはできない。
- 第18条 役員は、総会の決議によって選任する。
- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員の選出方法については細則で定める。
- 第19条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代行する。
- 3 書記は、総会及び実行委員会の議事並びに本会の活動に関する事項を記録し、各種の会合を通知するなどの庶務を行う。
- 4 会計は、すべての金銭の収入、支出を記録し、総会において会計監査を経た決算報告を行う。

第6章 会計監査委員

- 第20条 本会の会計を監査するために、会計監査委員を置く。
- 2 会計監査委員は、保護者より2名を選出する。
- 第21条 会計監査委員は、総会の決議によって選任する。
- 2 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、1回に限り再任を妨げない。
- 3 会計監査委員の選出方法については細則で定める。
- 第22条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができ、その結果は会長、会計及び総会に報告する。

第7章 指名委員会

第23条 役員及び会計監査委員の候補者を選出するために、指名委員会を置く。

- 2 指名委員会の構成及び選出方法については細則で定める。
- 3 指名委員会はその任務が終了したときに解散する。

第8章 実行委員会

第24条 本会の円滑な運営のために、本部役員会を置く。

- 2 本部役員会は、役員及び校長で構成する。
- 3 特別委員会の正副委員長は、本部役員会に出席し意見を述べることができる。

第25条 本部役員会の任務は次のとおりとする。

- ① 各特別委員会の正副委員長の承認
- ② 各特別委員会の活動計画の検討及び調整
- ③ 予算案及び決算報告の作成
- ④ 特別委員会の設置
- ⑤ 細則の制定及び改廃
- ⑥ その他本会の円滑な運営のために必要な事項

第26条 本部役員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

- 2 本部役員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければその議事を開き議決をすることはできない。ただし、委任状の提出があった者は出席したものとみなす。
- 3 本部役員会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

第9章 特別委員会

第27条 本会の運営に必要な事項について調査、研究、立案及び執行するために、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に必要な事項は細則で定める。

第28条 役員は、各特別委員会に出席し、意見を述べることができる。

第10章 細 則

第29条 本会則に記載のない事項で運営のために必要な事項は、細則で定める。

附 則

本会則は昭和58年4月1日より施行する。

平成2年5月一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成18年4月1日より一部を改正し、施行する。

平成27年4月1日より一部を改正し、施行する。

平成29年4月1日より一部を改正し、施行する。

平成31年4月1日より一部を改正し、施行する。

令和2年5月1日より一部を改正し、施行する。

令和5年4月1日より一部を改正し、施行する。

令和8年4月1日より一部を改正し、施行する。

東京都北区立浮間中学校PTA細則

第1章 指名委員会

第1条 指名委員会の構成は、次のとおりとする。

- ① 各学年の保護者より各2名以内、合計6名以内
- ② 教職員より2名以内

2 会計監査委員は、指名委員になることはできない。

3 第1項第2号の指名委員については、校長が指名する。

4 指名委員会は、委員の互選により、指名委員長を選任する。

5 指名委員長は、指名委員会が発足したときは、すみやかに全会員に通知しなければならない。

第2条 指名委員会は、次年度の在籍生徒の保護者より、本人の同意を得て役員候補者及び会計監査委員候補者となる者を選出する。

2 指名委員は、やむを得ない場合を除き役員候補者になることができない。

3 指名委員長は、指名委員会において役員候補者及び会計監査委員候補者となる者を選出した場合は、総会において報告しなければならない。

第2章 特別委員会

第3条 本会は、特別委員会を置くことができる。

2 前項の特別委員会を置く場合は、各学級の保護者は、特別委員会ごとに2名以内の委員を選任することができる。

3 各特別委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長を選出する。

4 会長は、選出された各委員長及び副委員長を委嘱する。

5 第1項の特別委員会を置く場合は、特別委員会ごとに1名の教職員を委員として選任する。

第4条 特別委員会の委員長は、特別委員会を代表し、統轄する。また、特別委員会を招集し、議長を務め、必要事項を役員に報告する。

2 特別委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代行する。

第5条 会長は、委員が故意にその任務を怠った場合には、解任することができる。

第6条 特別委員会の構成その他必要な事項は、その都度定め、その任務が終了したときに解散する。

第3章 会計

第7条 本会の会計処理は、次のとおりとする。

- ① 出入金については、すべて請求書、受領証などの伝票形式で処理する。
- ② 会計帳簿は、現金出納簿、費目別（予算別）仕訳帳、預金通帳、会費徴収原簿とする。
- ③ 支出については、会長または会計が自署または押印によって確認する。
- ④ 予算の科目間流用、予備費の支出については、会長の承認を必要とする。
- ⑤ 会計は、監査を受けた前年度の決算と、当年度の予算原案を本部役員会に提出する。
- ⑥ 会費は年会費とし、減免及び返金を行わない。
- ⑦ その他定めのない事項については、会長が決定する。

附 則

第1条 本会の会員に対する慶弔規程は別に定める。

- 第2条 本細則は昭和58年4月1日より施行する。
平成8年3月7日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成20年4月1日より一部を改正し、施行する。
平成24年4月1日より一部を改正し、施行する。
平成27年4月1日より一部を改正し、施行する。
平成28年3月10日より一部を改正し、施行する。
平成29年3月7日より一部を改正し、施行する。
令和2年5月1日より一部を改正し、施行する。
令和5年4月1日より一部を改正し、施行する。

東京都北区立浮間中学校PTA慶弔規程

- 第1条 本会の慶弔その他については、次のとおりとする。

① 弔慰金

イ 保護者	5000円
ロ 生徒	5000円
ハ 教職員	5000円
ニ 教職員の実父母、配偶者、子供	5000円

② 祝金

イ 教職員の結婚	5000円
ロ 教職員の出産	3000円

③ 不慮の災害その他に対する見舞金 本部役員会において決定する。

- 第2条 本規程の制定及び改廃その他必要と認める事項は、本部役員会で定める。

附 則

- この規程は、昭和60年4月1日より施行する。

平成17年3月5日一部改正
平成27年4月1日より一部を改正し、施行する。
令和2年4月1日より一部を改正し、施行する。
令和2年5月1日より一部を改正し、施行する。
令和5年4月1日より一部を改正し、施行する。

東京都北区立浮間中学校PTA個人情報保護指針

令和2年5月12日策定

東京都北区立浮間中学校PTA（以下「当団体」といいます。）は、当団体における個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）その他の関係法令を遵守するとともに、以下のとおりプライバシーポリシーを定め、その適切な取扱いに努めて参ります。

1 個人情報の取得

当団体は、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により取得します。

2 個人情報の利用目的

当団体は、当団体の活動に関連して、それぞれ以下の目的の達成に必要な範囲で、個人情報を利用します。

- ・当団体の活動及びそれに付随する連絡
- ・当団体の案内、挨拶状等の送付（講演・セミナー等含む）
- ・その他PTA活動、学校及び教育に関連する情報提供
- ・各種お問い合わせ等への対応
- ・法令上要求される諸手続の遂行
- ・その他、上記の利用目的に付随する目的

3 個人情報の目的外利用

当団体は、個人情報を上記の利用目的にのみ利用し、法令の定めによる場合又は別途利用目的を通知・公表している場合を除き、ご本人の同意がない限り、その他の目的には利用しません。

4 個人情報の第三者提供

当団体は、法令の定めによる場合を除き、ご本人の同意がない限り、個人情報を第三者に提供しません。

5 個人情報の安全管理措置

当団体は、取扱う個人情報の漏えい、滅失または毀損等を防止するため、必要かつ適切な措置を実施して、個人情報を適切に管理します。また、個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先が個人情報を適切に管理するよう監督します。

6 個人情報の開示、訂正、利用停止等のお求め

当団体は、当団体が保有する個人情報について、個人情報保護法に基づく開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止または利用目的の通知にかかるご本人からのご請求があった場合には、ご請求頂いた方がご本人であることを確認のうえ、個人情報保護法の定めに従い、適切に対応いたします。

なお、ご請求が個人情報保護法の定める要件を充たさない場合、または、個人情報保護法その他の法令により、開示等を拒絶することが認められる事由がある場合には、ご希望に添えないことがございます。

また、利用目的の通知および開示に際しては、実費を頂くことがありますので、あらかじめ御了承く

ださい。

7 問い合わせ窓口

当団体の個人情報の取り扱いに関するご意見、ご質問、開示等のご請求、その他個人情報の取扱いに関するお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

東京都北区立浮間中学校PTA個人情報保護管理責任者

住所：東京都北区浮間4-29-32 東京都北区立浮間中学校PTA

電話：03-3967-0226

8 継続的改善

当団体は、個人情報の取扱いに関する運用状況を適宜見直し、継続的な改善に努めるものとし、必要に応じて、プライバシーポリシーを変更することがあります。

以上